FAX　028-654-2657　(協)栃木情報センター　行

車両・車載器(車載器管理番号)変更届

変更日	年　　月　　日
組合員名	TEL　　(　　)　　組合員番号

下記の通り登録内容を変更致します。

	①変更するETCｺｰﾎﾟﾚｰﾄｶｰﾄﾞ	②変更前　車両番号
例	1 1 1 3 9 4 - 0 0 0 0 - 1 1 1 1 1 - 9	栃 木 3 3 む 0 0 0 0
	③変更後車載器管理番号	④変更後　車両番号
	0 0 0 0 4 - 1 0 0 0 0 0 0 - 1 0 0 0 0 0	宇 都 宮 3 3 0 ぬ 0 0 0 0
1	①変更するETCｺｰﾎﾟﾚｰﾄｶｰﾄﾞ	②変更前　車両番号
	1 1 1 3 9 4 - 0 0 - -	
	③変更後　車載器管理番号	④変更後　車両番号
	0 0 0 - -	
2	①変更するETCｺｰﾎﾟﾚｰﾄｶｰﾄﾞ	②変更前　車両番号
	1 1 1 3 9 4 - 0 0 - -	
	③変更後　車載器管理番号	④変更後　車両番号
	0 0 0 - -	
3	①変更するETCｺｰﾎﾟﾚｰﾄｶｰﾄﾞ	②変更前　車両番号
	1 1 1 3 9 4 - 0 0 - -	
	③変更後　車載器管理番号	④変更後　車両番号
	0 0 0 - -	

ETCコーポレートカード利用約款　一部抜粋

【第15条】　**カードは表示された車両以外に利用してはいけません。**　**車両不一致は約款違反です**

【第28条の2】による手続手順

変更届　車両・車載器変更届（本書）及び自動車検査証、セットアップ証明書をＦＡＸにて提出して下さい。

⇩

承認　ＮＥＸＣＯ東日本から承認された場合はＦＡＸにてご連絡致します。新車両に再発行される新たなカードの引き渡しを受けるまでの間、一時的に、旧車両に貸与されているカードを新車両に利用する事ができます。

⇩

再発行　新車両に再発行された新たなカードをお受け取り下さい。

⇩

返却　旧車両のカードを直ちに組合を経由して、ＮＥＸＣＯ東日本に返却しなければなりません。

≪再セットアップが必要な時≫

①車載器を取り付けた車輌のナンバープレートが変更になったとき

②買い替えなど、車載器を別の車輌に付替えたとき

③車載器のついた車輌にけん引装置を付けたとき